

議案第78号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部2の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同部3の項の次に次のように加える。

3の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。5の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 400円	発行のとき。
-----	--	----------------------	------------	--------

戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
----------------------------	--	--	--

別表 1 区民関係の部4の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同部5の項の次に次のように加える。

5の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき 700円	発行のとき。
-----	---	----------------------	------------	--------

別表 1 区民関係の部6の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「又は届書」を「、届書」に改め、「記載事項の証明書」の次に「又は届出等情報の内容の証明書」を加え、同部7の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類の」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同部備考2中「証明の申請」を「証明書の交付の請求」に改め、同部備考2に次のただし書を加える。

ただし、当該請求が戸籍法第120条の2第1項の規定に基づくものにあつては、当該請求をした者が区内に住所を有する場合に限り無料とする。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部66の項中「(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円」、「(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円」、「カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円」及び「キ 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円」を削り、同部67の項中「(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円」、「(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 500,000円」、「(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円」、「(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 900,000円」、「カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円」及び「キ 25,000平方メートルを超えるもの 900,000円」を削り、同部68の項中「(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円」、「(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円」、「カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円」及び「キ 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円」を削り、同部69の項中「(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円」、「(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 290,000円」、「(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円」、「(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円」、「カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円」及び「キ 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円」を削り、同部70の項から77の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部78の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改

め、同部備考3及び備考4中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部備考6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同部備考8から10までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部70の項から78の項まで並びに同部備考3、備考4、備考6及び備考8から10までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部改正に伴い区民関係手数料の新設等をするほか、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い建築・都市計画・土木関係手数料の廃止等をする必要がある。